

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告  
下記の筆界特定の手續に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第  
245条第4項の規定により、公告します。

令和6年6月28日 大阪法務局 筆界特定登記官  
記

筆界特定手續の表示

手續番号	令和6年第17号
対象土地	大阪市此花区西九条一丁目100番 同所 102番